

## 1. 総括

中国に並ぶアジアの大国インドは従来から IT 先進国を標榜し、外国投資を誘致しながら IT 産業の発展やエンジニアなど人材育成に力を入れてきた。特に近年、インド政府は「デジタル・インド」計画の下、公共デジタルインフラの拡充や行政サービス・手続等のデジタル化をはじめ、人工知能（AI）やビッグデータを活用したビジネスの推進やスタートアップ振興策など様々な分野で積極的にデジタル化を推進している。中でも生体認証付き個人識別番号制度アール（Aadhaar）を中核とするインド・スタックは銀行口座を有さない約 8 割の人口を取り込むことに成功し、金融包摂問題の解決につながった画期的なシステムとして国際社会からも注目される。さらに、同制度を活用した年金支給、生活保護、公的融資などの公共サービスのほか、電子情報技術省（MeitY）は規制当局としての役割を担う一方、民間事業者と共同でキャッシュレス・電子決済、個人情報・データ管理など関連ビジネスの振興やデータ利活用に意欲的である。2019 年の総選挙を経てモディ首相による第 2 次政権下でもデジタル推進策のスタンスは変わらないものと考えられる。

大都市圏を中心にスマートフォンのユーザーが増加し、アプリを介した様々なサービスが普及しつつある一方で、地方部では未だ従来のアナログ的な経済活動が定着しており、格差が生じている。実際、スマホ浸透率やインターネット普及率は近年伸びてはいるものの、インド全体ではそれぞれ 4 割程度にとどまる。ユニコーンは米中英に次ぎ世界で 4 番目に多い。代表的な Flipkart（現在は米 Walmart 傘下）や Snapdeal など地場の電子商取引（EC）プラットフォーマーは電子決済やフィンテックなど金融サービスのほか、ラストワンマイル配送など課題の多い物流網を補う最新技術を駆使した配送サービスなど、ユニバーサルなサービスの開発・提供にも力を入れる。足元の COVID-19 の流行に伴う全土封鎖など外出自粛も手伝い、2020 年に入り電子商取引の利用、対面、非対面双方における電子決済の利用が増加している。

このような背景から、インドでも個人情報保護に関する国民の関心が高まってきており、政府として法整備を進めている。既に金融、電子通信、医療の分野では特定の保護対象となる個人情報の国内保管（ローカライゼーション）義務が課されているが、包括的な個人情報保護法案（PDPB）は目下国会で審議中である。同法案は法曹出身者が取りまとめた 2017 年の初案は産業界への影響が懸念されるなど厳しい内容であったことから、これまで産業界からの要請やパブリックコメントを踏まえ、欧州 GDPR により準拠した合理的な内容での改正が進められてきた。2020 年 2 月を期限に集められた国内外からの各種意見を踏まえ、秋季国会の可決・年内制定に向けて審議が進められていたが、COVID-19 の流行により成立時期は不透明となっている。現行案では保護対象となるデータ区分が定義づけられており、センシティブデータはミラーリング（国内にコピーがあれば越境可能）規制、クリティカルデータはローカライゼーションの対象となる模様。注目点は 91 条(2)項の匿名個人データ（anonymised personal data）および非個人データ（non-personal data）を対象に中央政府が必要に応じてデータの提供を求めることが可能となっていることであり、中央政府の不要な介入を容認するものとして産業界からは懸念の声が上がっているようだ。



インドでは国内外のほぼ全業種企業を擁する商工会議所（FICCI）のほか、IT・情報通信事業者

加盟の NASSCOM や銀行加盟の IBA などをはじめとする各種産業を代表する業界団体が組織だって政府との対話や働きかけを普段から行っており、政策にも反映されている。日系を含む外資系企業の意見も地場同様に業界団体を通じて吸い上げられていく仕組みになっている。

## 2. デジタル法制の状況

### (1) 国の概況

- 中国に次いで人口世界第2位の大国。労働者人口も多い。
- 2019年総選挙でインド人民党（BJP）が勝利し、モディ首相の第2次政権が発足。
- インド政府はこれまで世界有数のIT先進国を標榜し、IT産業を発展すると同時に育成したIT人材を世界へ排出してきた。今後はAI、機械学習等の先端技術の開発に力点を置くなど、デジタル化に積極的。

面積	328万7,469平方キロメートル	
人口	13億5,300万人	
首都	ニューデリー	
政体	共和制	
名目GDP	2.9兆米ドル	
実質GDP成長率	4.2%	
一人当たりGDP	2,171米ドル	
進出日系企業数	1,441社（2018年） ※拠点数合計は5,102拠点 ※在留邦人数は9,838人	

(注) 特記がない限り2019年統計。

(出所) IMF、世銀、日本国外務省、JETRO、インド大使館、当該国政府機関ほか各種資料

## (2) デジタル法制の状況

- モディ政権による「デジタル・インド計画（2014年～）」の下、従前のIT産業のさらなる発展と共に様々な分野におけるデジタル化を推進。
- 通信サービス市場が成長を続けており、携帯電話サービス加入者数が2019年4月時点で11億6,200万人を超え、インターネット加入者数は6億3,700万人超<sup>1</sup>。
- 足もとでは高額紙幣の廃止に伴う現金決済のデジタル化のほか、生体認証付き個人識別番号：アール（Aadhaar）の普及が進む（2020年8月末時点で12.6億人が登録）。

### 【国家戦略・計画】

名称（発表年）	主な内容
デジタル通信政策 <sup>2</sup> （2018年）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 2022年までの目標として以下を掲げる：</li><li>• 全国民にブロードバンド接続を提供し、地方農村部を含めた全土で通信速度の高速化を段階的に進める。</li><li>• デジタル通信分野への1,000億ドルの投資呼び込みと400万人の雇用創出を目指す。</li><li>• 個人情報保護を含めたデータ保護体系を構築する。</li></ul>
ソフトウェア製品政策 <sup>3</sup> （2019年）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 2025年までに世界のソフトウェア製品市場でのインドのシェアを10倍に伸ばす。</li><li>• サービスが主流のインドIT業界がAI、ビッグデータなど先端技術にかじを切り、ソフトウェアのハブとなることを目指す。1万社の技術的なスタートアップ企業を育成し、100万人のIT技術者のスキルアップを図る。</li></ul>
電子産業政策 （2019年）	2025年までの目標として以下を掲げる： <ul style="list-style-type: none"><li>• 電子機器製造業を4,000億米ドルの規模まで成長させる。</li><li>• 携帯電話機の生産台数10億台。</li><li>• 国内のサイバーセキュリティの強化。</li></ul>

<sup>1</sup> Telecom Regulatory Authority of India “Annual Report 2018-2019”

<sup>2</sup> <https://dot.gov.in/sites/default/files/EnglishPolicy-NDCP.pdf>

<sup>3</sup> [https://meity.gov.in/writereaddata/files/national\\_policy\\_on\\_software\\_products-2019.pdf](https://meity.gov.in/writereaddata/files/national_policy_on_software_products-2019.pdf)

名称（発表年）	主な内容
デジタル・インド <sup>4</sup> (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の国家計画を継承する一方で、デジタル化を通じてデジタル社会、知識経済に変革しようとする構想。予算は総額1兆1,300億ルピー。</li> <li>3つの重点ビジョンを掲げる①公共デジタルインフラの拡充②電子行政サービスのオンデマンド化③デジタル化による市民のエンパワーメントの実現。</li> <li>具体的なプログラムとして9つの柱を設定。①ブロードバンド整備、②ユニバーサルアクセスのモバイル通信、③公衆インターネットアクセス拠点の整備、④電子政府、⑤行政サービスの電子配信、⑥電子機器製造業強化、⑦IT人材育成等。</li> </ul>
India's Trillion-Dollar Digital Opportunity (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>MeitYが2025年までにインドのDEを1兆米ドル規模にするための9つの注力分野と30のテーマを提示。①通信インフラ・サービス、②電子政府、③全国民のヘルスケア、④教育、⑤エネルギー、⑥次世代金融サービス、⑦農業、⑧製造業、⑨人材育成、人材プラットフォーム。</li> </ul>

### 【デジタル関連法令】

- GDPRをベースに策定された包括的な個人情報保護法案（PDPB）が2020年内の成立に向けて国会で審議中である。現状は、コンピュータ上で保管されている情報は情報技術法により、その他金融、電子通信、医療など個別分野は業法が個人情報保護について規定している。
- 2018年のインド準備銀行（RBI）通達では、全ての決済データの国内保管義務が課された。また、通信事業者に対する免許付与に際してログデータの国内管理義務の規制が、政府出資により収集されたデータに関する取扱い・管理についてもローカライゼーションを前提とした法体系が構築されている。

名称（制定年）	主な内容
情報技術法 <sup>5</sup> (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子的記録と電子署名に法的効力を付与。これにより、電子媒体を通じた契約締結のほか、権利・義務の効力化が可能となった。</li> </ul>

<sup>4</sup> <https://www.digitalindia.gov.in/>

<sup>5</sup> [https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/itact2000/it\\_amendment\\_act2008.pdf](https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/itact2000/it_amendment_act2008.pdf)

(2008年改訂)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象はコンピュータ上でデータ保管されている情報に限定。</li> <li>第43条Aにて企業がセンシティブ個人情報の誤用や漏洩を行った場合の罰則を規定。</li> </ul>
情報技術規則 <sup>6</sup> (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報技術法第43条Aに基づいて制定された規則。</li> <li>「情報の収集、開示、移転」の際には事前に個人情報所有者本人の同意が必要であること、「合理的な安全性実務及び手続」の実施細則が規定される。</li> <li>保護の対象となるセンシティブ個人情報はパスワード、財務情報、性的思考、医療記録、バイオメトリクス情報等と定義された。</li> </ul>
国家通信 M2M ロードマップ (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>インド全体の M2M (マシン・ツー・マシン) 市場の発展の促進を目指す。特にヘルスケア、遠隔教育、スマート・グリッド、スマート・ビルディング、スマートシティ等の分野で展開させるとしている。</li> <li>セキュリティの観点から、全ての M2M アプリケーションサーバーは物理的にインド国内に設置するべきと記載されている。</li> </ul>
アーダール法 (2016年) (2019年改訂)	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府から社会福祉給付金などをアーダールを利用して、直接対象者に電子媒体で送ることを法的に支持する。</li> <li>2019年改訂では民間事業者による顧客確認 (eKYC)への利用を可能とし、罰則規定が設けられた。</li> </ul>
決済システムデータ保管に関するインド準備銀行通達 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての決済システムオペレーターは、全ての決済関連データを国内のみに保存されることを求めている。</li> <li>越境取引の場合は、コピーを海外に保管することは可能であるが、原本はインドに保管しなければならない。</li> <li>決済処理を海外で行うことは可能だが、処理後のデータ保管は国内で行わなければならない。「決済から1営業日後または24時間後の早い方」を期限として、海外のシステムからデータの削除を義務化</li> </ul>
EC 政策草案	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工省産業政策促進局が関係機関の意見を聴取し、策定している。</li> <li>インドの消費者により生成されたユーザーデータの国内保存や越境規則や消費者保護の仕組みの整備等の内容を含む。</li> <li>さらに、インド人の顧客情報を海外に保存または複製する企業を定期的な監視対象とすることも盛り込まれている。</li> </ul>

<sup>6</sup> Information Technology (Reasonable security practices and procedures and sensitive personal data or information) Rules, 2011

<p>個人データ保護法案<sup>7</sup> (PDPB) (審議中)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• インドで初めて包括的に個人用法保護について規定。インド居住のデータ主体 (Data Principal) の個人データを処理する組織 (データ管理者 (Data Fiduciary) / データ処理者 (Data Processor) ) への義務を規定。</li> <li>• センシティブ個人情報 (財務情報、健康情報、性的思考、遺伝子データ等) は国内に保管しなければならない。データ主体に同意がある場合を含め、一定の条件を満たせば国外に移転、処理が可能。クリティカル個人情報については、原則越境は認められない。</li> <li>• 不遵守が判明した個人または組織に対する罰則金あり：全世界の売上高の最大 2~4% または 5,000 万~1 億 5,000 万ルピー (いずれか高い方) が課される。</li> <li>• インド政府は企業に対し、非個人情報、匿名化個人情報の提供を指示できる。</li> </ul>
---	--

<sup>7</sup> 2018 年 7 月に BN Srikrishna 判事委員会により、個人情報保護法案が発表された。諸外国、民間企業からのパブリックコメントを受けた「2019 年個人情報保護法案」が、現在国会審議中である。2020 年モンスーン国会 (7~9 月) での成立が期待されていたが COVID-19 の爆発的な流行により成立時期は不透明である。

### 3. デジタル化の状況

#### (1) インターネットの利用度

- インターネット普及率は41.4%と低い水準に留まっている。今後は農村部を中心に普及率のさらなる向上が期待される。
- インターネット人口1人あたりのEC利用金額は76ドル/年である（前年比+22%）。
- 都市部ではオンラインサービスの利用率が7割に上るとの調査結果<sup>8</sup>もあり、都市部のEC化率は地方部と比べ非常に高い。地方部においても物流インフラの改善や電子決済の普及に伴い、今後EC利用率の向上が予測される。
- Facebookユーザー数は世界最多であるが、普及率としては19%に留まる。

	米国	中国	インド	日本
① 総人口 (2019年10月)	3.29億人	14.0億人	13.5億人	1.26億人
② 一人当たりGDP (2019年10月)	65,111米ドル	10,099米ドル	2,172米ドル	40,847米ドル
③ インターネット人口 (2018年12月)	2.93億人*	9.04億人*	5.6億人*	1.18億人
④ インターネット普及率	89.06%	65.6%	41.4%	93.6%
⑤ EC小売市場規模 (2019年)	約6,016億ドル	1.8兆ドル	約425億ドル	約1,234億ドル
⑥ インターネット人口1人あたりの EC金額	2053ドル/年	1991ドル/年	76ドル/年	1,045ドル/年
⑦ 一人当たりGDPに占めるEC 金額の割合	3.2%	19.7%	3.4%	2.6%
⑧ Facebookユーザー数 (2018年12月)	2.4億人*	133万人*	2.51億人*	7,100万人

(\*) Internet World Stats 各国統計年月は以下の通り:

米国（インターネット人口、Facebookユーザー数ともに2019年4月）、中国（インターネット人口2019年12月、Facebookユーザー数2020年1月）、インド（インターネット人口2019年7月、Facebookユーザー数2020年1月）

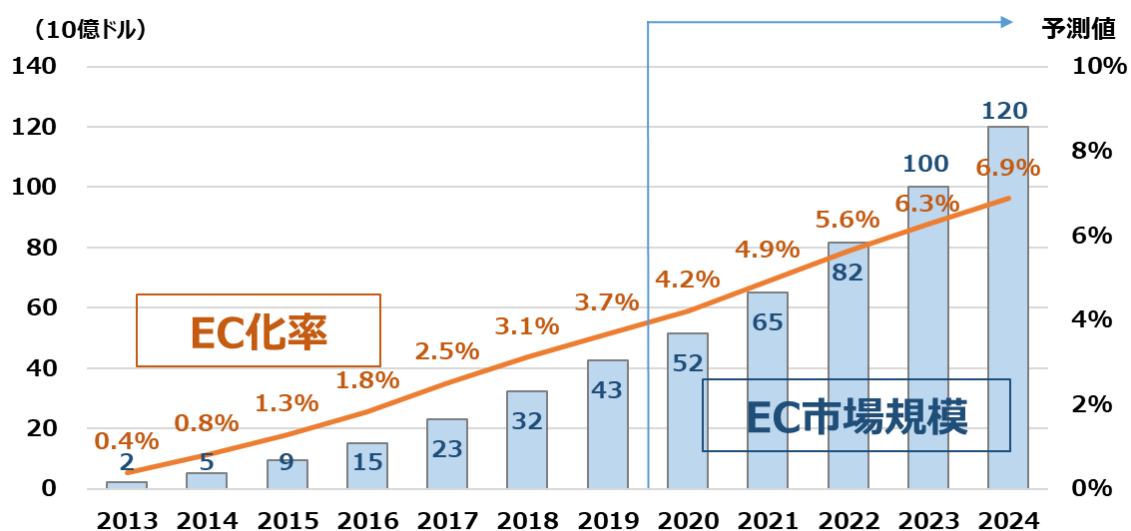
(出所) IMF、Internet World Stats、eMarketer

<sup>8</sup> 日本貿易振興機構「インドEC市場調査報告書」（2019年6月）



## (2) EC市場規模

- 小売市場の規模は2019年に1兆2,000億米ドルを超え、規模としては日本と同程度。豊富な人口ボーナスや増加傾向にある中所得者層の増加に支えられ、小売市場も引き続き高い成長を続ける見込み。ただし、小売店舗の9割以上はキラナと呼ばれる伝統的な家族経営の零細店舗（インド国内で1,200万店以上存在するといわれている<sup>9)</sup>）であるため、デジタル化の浸透や近代化が今後の発展のカギといわれる。
- 一方、スマートフォンの普及、決済システムの整備が進む中、インドのEC市場は今後も発展することが推測される。2024年には2019年比3倍の規模（1,200億米ドル）に拡大見込み。
- 2019年のEC化率（物販全体の市場規模に占めるEC市場規模の比率）は3.7%。日本（9%）、米国（11%）と比較するとまだ発展の余地あり。



(出所) eMarketer より作成

## (3) デジタル産業

- IT-BPM（ビジネスプロセスマネジメント）産業はインドの主要輸出産業である。NASSCOMによれば、2018年の売上は1,670億ドルであり、内75%の1,260億米ドルが輸出であった<sup>10)</sup>。依然として、IT-BPM産業がインドのIT産業の中で重要な位置づけであるものの、TCS、

<sup>9)</sup> 同上

<sup>10)</sup> NASSCOM “Industry Performance: 2018-19”

Infosys、Wiproといったインドの IT 大手は、AI、IoT、ディープラーニング等に投資を振り向け、ビジネスモデルの転換を図りつつある。

- インドのユニコーン企業は 22 社とされ、数では米中英に次ぎ世界第 4 位。企業価値評価額が最大の One97 Communications はデジタル決済サービス Paytm を展開。
- スタートアップが多い背景としては、インド工科大学など理工系大学から IT 人材が豊富に供給されている。ベンチャーキャピタルに加え、Wipro、Infosys などの創業者らがエンジェル投資家として、スタートアップに対し支援を行っている。さらに、地場、外資、業界団体はハッカソン等のアイデアコンテストを頻繁に開催するなど、スタートアップ・エコシステムが形成されているためである。

業種	企業名
電子商取引 (EC)	• Lenskart • Snapdeal • FirstCry
フィンテック	• One97 Communications • Pine Labs • Policy Bazaar • BillDesk
SC・物流・デリバリー	• BigBasket • Delhivery • Rivigo • Swiggy • Udaan
モバイル通信	• Hike • InMobi
インターネット SW・サービス	• Dream11 • Zomato
自動車・運輸	• Ola Cabs • Ola Electric Mobility
教育	• BYJU'S • Unacademy
その他	• Oyo Rooms (旅行) • ReNew Power (エネルギー)

(出所) CB Insights <https://www.cbinsights.com/research-unicorn-companies> (最終閲覧日 : 2020 年 9 月 17 日)

## 4. 産業・企業への影響

### 【個人情報保護法案（PDPB）に対する反応】

これまで産業界の意見等が反映され、好ましい方向で変更が加えられているという共通した反応が大勢を占める。このほか、政府機関、業界団体、企業（日系含む）からは下記のような意見が聞かれた。

#### <肯定的意見>

- ・ 政府によるさらなるデジタル化政策を推進するための重要な法律であり、国際ルール・標準に準拠した法整備を行うことは国際社会に対するメッセージにもなる。（政府機関、業界団体）
- ・ GDPR に近い厳しい法規制を歓迎する。欧州企業からも BPO などの発注を受けやすくなるはずだ。（業界団体、外資系企業）
- ・ 商業施設やホテルで電話番号や生年月日等の個人情報が日常的に流用・漏洩されているため、包括的な個人情報保護法の制定を期待する。（業界団体、地場企業、外資系企業）
- ・ ミラーリング条項は大幅に緩和された。センシティブデータについて残されているものの、クラウドを利用すれば、物理サーバの管理と比べるとコストは 3 分の 1 程度で済み、影響はそれほど大きくない（地場企業、日系企業）
- ・ 91 条 2 項の政府による特定のデータ収集については、サイバー犯罪の防止・捜査のためであればやむを得ない。（政府機関、地場企業）

#### <否定的意見>

- ・ 最新の草案では 18 カ月の猶予期間という文言が消えているが、法案成立から発効までに十分な猶予期間を設けてほしい。（業界団体）
- ・ Critical personal data について定義が曖昧。（業界団体、地場企業）
- ・ 91 条 2 項に基づき、インド政府はデータ処理・保管者に対して非個人データ（non-personal data）、匿名化データ（anonymous data）の開示を求めることができ、企業に拒否権はない。政府関係案件や調査についてとされているが、知財や特許の侵害になりうるのではないかと懸念。（業界団体、日系企業）。
- ・ データ処理者に対する規定が明確でない（日系企業）
- ・ 子供が 18 歳未満とされている原案では子供を対象とした教育、娯楽などのオンラインサービスが制限される可能性があり、定義の明確化が必要（業界団体）

以上

（2020 年 8 月時点）